



Title	保育・子育て支援実践から考える夜間保育施設の役割と課題
Author(s)	大澤, 亜里
Citation	教育福祉研究, 29, 1-13
Issue Date	2026-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99005
Type	departmental bulletin paper
File Information	002-0919-6226-29.pdf



保育・子育て支援実践から考える夜間保育施設の役割と課題

大澤 亜里

1. 問題と目的

保育所は、「保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設」であり、その役割は「保育を必要とする」子どもを保育することと、その子どもの保護者および地域の子育て家庭に対して支援等を行うことである（保育所保育指針解説2018：13,16）。特に子育て支援に関しては、「外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭」や「保護者に育児不安等が見られる場合」、さらに「子どもに障害や発達上の課題が見られる場合」や「多胎児、低出生体重児、慢性疾患のある子どもの場合」など、様々な困難やニーズを抱えている家庭に対して支援することが保育所に求められている（保育所保育指針解説2018：335-6）。

このように保育所は現在、多様なニーズの受け皿となっているが、本稿では夜間・深夜に保育を必要とする子どもと保護者への支援を行っている夜間保育施設に着目する。2012年子育て世帯全国調査をもとにした大石(2017)の報告によると、末子が0～5歳の母子家庭の母親の内14.8%が夜間（18～22時）に、10.2%が深夜（22～翌5時）に働いているという。ここから夜間・深夜労働をしながら乳幼児を育て、不安定な生活を送っているひとり親が一定数いることが予想される。

実際に全国夜間保育園連盟が実施した『全国夜間保育園利用児（者）実態調査』（2019）の結果をみると、利用者の内ひとり親家庭は28.3%—母子家庭26.5%、父子家庭1.8%—と多く¹⁾、またひとり親家庭の保育料の階層区分をみると、A階層（生活保護世帯）が13.5%、B階層（非課税世帯）

が52.9%と、貧困・低所得のひとり親家庭が多く在籍している。また保育時間が11時間以上の長時間利用者は全体の42.4%—ひとり親家庭では49.5%—であり、特に15時間以上利用している子どもの85.0%がひとり親家庭である。さらに22時以降の深夜までの利用は全体の25.1%—ひとり親家庭では39.2%—であり、降園時間が遅くなるにつれてひとり親家庭率が高くなり、24時以降に降園する子どもの58.9%がひとり親家庭である。加えて、夜間保育利用の中には、障害や特別な支援を要する子ども、精神的に不安定な保護者や育児能力に不安がある保護者、虐待（やそのおそれ）が疑われる家庭など、「気になる子ども」や「心配な保護者」が多く在籍していることも指摘されている（全国夜間保育園連盟2019：38）。

以上の結果から、ひとり親家庭のみならず、夜間・深夜労働をしながら乳幼児を育てている家庭に対して夜間保育施設が果たす役割は大きいと予想されるが、現在、認可されている夜間保育所は全国に73か所しか存在しない（2023年4月1日時点）。これに対し、夜間・深夜まで開所しているベビーホテルは542か所（2023年3月31日現在）と、認可外の夜間保育施設が多くの夜間・深夜の保育ニーズの受け皿になっているといえる。

認可夜間保育所に関しては、先に紹介した全国夜間保育園連盟等による実態調査が、ベビーホテル問題対策として1981年にモデル事業として開始された創設期から現在に至るまで継続的に行われている。また夜間保育の子どもへの影響について調査した研究（安梅・呉2000）の他、認可夜間保育所の実践、保育者や保護者の思いについて報告している先行研究もいくつかあり、それぞれに悩みや葛藤、難しさややりがい、喜びがあるこ

とがわかる（櫻井編 2014, 大江 2024b, 2024c）。そのなかで櫻井は、「より困難な生活状況にある家庭のニーズに対応する」ことが、創設期から現在に至るまで変わることのない夜間保育の役割であると強調する（櫻井編 2014：203）。一方で大江は、「認可保育施設で夜間保育を受けることのできない子どもの存在」（大江 2024b：30）が最も大きな課題であると指摘する。つまり、「より困難な生活状況にある家庭」のニーズに対応することができていない現状があることを問題視している。しかし、その受け皿となっているベビーホテルに関しては、立入調査の実施率が 67.2% で、その内不適合となったのは 42.3%（2022 年度立入調査結果）という数値からの議論に留まっており、個々の保育施設の実践については踏み込んでいない。

ベビーホテルに関する調査および研究については、1970 年代末にベビーホテルでの乳幼児死亡事故が頻発し社会問題化したため、その保育の実態を明らかにしようと 1980 年代に多数行われた（堂本 1981, 鈴木 1981, 河嶋 1984 他）。その後 2000 年に発生したベビーホテルでの死亡事故をきっかけに再び社会問題となり、認可夜間保育所の創設を進めてきた研究者や実践家らによって『ベビーホテル』（櫻井編 2001 年）という冊子が発行された。近年は厚生労働省・こども家庭庁が毎年報告している認可外保育施設の現況取りまとめ²⁾の他、A 県のベビーホテルの特徴やその利用者の特徴と保育ニーズについて整理した研究がある（大西・大西 2017, 2019）。この研究で大西は、ベビーホテルは待機児童や 0・1・2 歳児の受け入れの他、認可保育所では対応できない多様な保育ニーズ—例えば夜間・深夜や休日の利用、一時保育の利用、就労証明書が出ない職についているなど—に込んでいることを明らかにしている。さらに施設長へのインタビューを通して、様々な困難を抱えた家族に対してベビーホテルがセーフティネットとしての役割を果たしていると指摘している（大西・大西 2017）。

またベビーホテルではないが、前田（2023）は、

同一法人が運営している認可の夜間保育所と認可外である企業主導型の夜間保育施設への聞き取りから、認可外の企業主導型を利用している保護者の中には、認可保育所を利用するにあたり必要な就労証明書が出ない職についている、複雑な利用申請ができない、そもそも申請の仕組みを知らない人たちがいるということを明らかにしている。

以上、認可夜間保育所やベビーホテルを含む認可外の夜間保育施設に関する先行研究から、夜間保育には難しさや課題がありつつも様々な困難やニーズを抱えている家庭に対して重要な役割を担っていること、また認可外の保育施設には何らかの理由や困難さから認可保育所を利用できない家庭の子どもと保護者が在籍していることがわかる。しかし、「認可保育施設で夜間保育を受けることのできない子ども」の受け皿になっている認可外の夜間保育施設では、どのような保育や子育て支援が行われているのか、そこで働く保育者はどのような葛藤や難しさを感じているのか、また夜間保育を利用している子どもや保護者はどのように生活を送り、どのようなニーズをもっているのかなど、把握できていないことが多い。

そこで本稿では、認可夜間保育所および認可外の夜間保育施設における保育や子育て支援の実態とそこでの保育者の思い、また夜間保育を利用している子どもと保護者の生活実態やニーズを明らかにし、夜間保育施設の役割と課題について検討することを目的とする。

2. 方法

（1）夜間保育施設の保育および子育て支援に関するインタビュー調査

本調査では、Z 市の認可および認可外の夜間保育施設の代表者を対象とした①夜間保育施設の運営および保育環境に関するアンケート調査（2023 年 10 月～11 月）と、同保育施設の職員を対象とした②夜間保育施設の労働環境に関するアンケート調査（2023 年 10 月～11 月）を通してインタビュー協力者を募った。申し出のあった協力者に調査の目的、内容、方法および倫理的配慮につい

て説明し、最終的に同意が得られた16名の保育者を対象に2024年2月から3月にかけて半構造化インタビューを実施した。協力者が勤務する施設の種別については、認可保育所1名、企業主導型保育事業所4名、事業所内保育施設10名、その他の認可外保育施設1名であった。主な調査内容は1)勤務する施設に関すること、2)夜間利用している保護者や子どもに関すること、3)日々の保育や子どもとの関わり、4)日々の子育て支援や保護者との関わりについてである。インタビューは協力者と1対1で行い、所要時間は1時間半から2時間程度であった。インタビュー内容は承諾を得た上でICレコーダーにて録音し、逐語録を作成した。承諾が得られなかった場合はインタビュー時のメモのみにとどめた。

本稿では、認可外の夜間保育施設においても認可夜間保育所と同じような難しさや課題があるのではないかという予想、また認可保育所だけでなく認可外保育施設も、様々な困難やニーズを抱えている家庭に対して重要な役割を担っているのではないかという予想に基づき、以下の二点に着目して分析する。

一点目は、先行研究において夜間保育の難しさの一つにあげられている子どもの生活リズムに着目した保育・子育て支援である。それ故、今回の分析対象は、夜間・深夜まで開園している認可保育所（以下、A園とする）と24時間登降園が可能なその他の認可外保育施設（以下、B園とする）に勤務する保育者へのインタビュー内容とし、夜勤勤務の保護者を対象に夜間保育を行っている宿泊型の保育施設に勤務する14名のインタビュー内容については今回取り上げない。宿泊型の夜間保育施設ではたいてい就寝時間と起床時間が決まっており、夜間の睡眠を含む夕食から朝食までの生活リズムは比較的整えやすいが、夜間・深夜に降園することになる保育施設ではそれが難しい。したがって以上の2園を取り上げ、生活リズムを整えるためにどのような実践をし、どのような難しさを感じているのかをみていく。

二点目は、支援を必要とする保護者への対応に

ついてである。保育所等における生活困難家庭への支援について継続的に研究を行っている中谷らは、「園長や保育者が抱く生活困難家庭に対する『支援の必要性の認識』が実際の支援に大きく関与する」と指摘する（中谷編2024:8）。ここから保育者が支援を要する保護者をどのように認識し、どのように実践しているのかを明らかにすることが、夜間保育所の役割といわれている「より困難な生活状況にある家庭のニーズ」への対応について検討する上で重要であると考えられる。したがって本稿では、A園およびB園の保育者へのインタビュー内容から、どのような困難を抱えた保護者が利用しているか、その保護者に対してどのように関わり支援しているのかをみていく。

（2）夜間保育施設利用者の生活およびニーズに関するインタビュー調査

本調査では、（1）で取り上げた認可夜間保育所（A園）およびその他の認可外保育施設（B園）の施設長を通して、夜間利用することがある保護者に依頼文書を配布し協力者を募った。申し出のあった協力者に調査の目的、内容、方法および倫理的配慮について説明し、最終的に同意が得られた5名を対象に2024年10月に半構造化インタビューを実施した。協力者の内、A園の利用者は4名、B園の利用者は1名であった。主な調査内容は、1)自身および家族に関すること、2)夜間保育施設の利用に関すること、3)日頃の子育てや生活、4)仕事についてである。インタビューは協力者と1対1で行い、所要時間は1時間から2時間程度であった。インタビュー内容は承諾を得た上でICレコーダーにて録音し、逐語録を作成した。

『全国夜間保育園利用児（者）実態調査』や先行研究から、保護者の職業や雇用形態、所得の他、生活面や精神面で支援が必要な保護者がいることがわかっているが、実際の生活については見えていない部分が多い。また浦川によると、ひとり親家庭では所得と時間の両方の次元で貧困に陥りやすく、ひとり親家庭で正規雇用の場合の時間貧困率は42.2%にもなるという（浦川2024）。以上を

踏まえ、本稿では保護者の仕事、家事、育児、余暇といった生活実態について時間的側面から分析し、夜間・深夜労働をしながら乳幼児を育てている保護者のニーズを捉える。

(3) 倫理的配慮

以上の2つのインタビュー調査は、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部研究倫理委員会の承認を受けて実施している。インタビュー調査の前には、改めて協力者に調査の目的、内容、方法について説明をした上で、同意の撤回、回答の拒否、インタビュー途中の中断および中止が可能なことを伝えた。またインタビューで知り得たあらゆる個人情報を守秘し、個人が特定されないようにして質的記述的分析を行うことを伝えた。

本調査の協力施設および協力者の属性については、個人情報保護の観点から必要最低限の情報にとどめる。特に保護者へのインタビュー調査については、どの協力者の発言かについては明記しない。

以下、第3章では夜間保育施設における子どもの生活リズムに着目した実践と、生活に困難を抱えている保護者に対する支援、またそれぞれの実践のなかで感じている難しさについてみていく。続く第4章では保護者の仕事、家事、育児、余暇といった生活実態とニーズについてみていく。最後の第5章では本調査で明らかになったことを踏まえて、夜間保育施設の役割と課題について考察する。

3. 夜間保育施設における保育・子育て支援の実践とそこでの保育者の思い

(1) 子どもの生活リズムの調整

1) 認可夜間保育所における実践

A園では、生活リズムを整えるために、また集団生活の中で様々な経験ができるようにするために、年齢別のクラス活動が始まる午前9時半までの登園を決まりとしている。一般的に保育所では年齢別あるいは異年齢での様々な活動を通して、友達や保育者と関わり、発達に必要な経験ができるよう工夫されている。保育所の目的である「健

全な心身の発達を図る」ことができるよう、A園でも集団での活動への参加を重視している。

一方で、夜遅くに降園した子どもが翌朝9時半に登園すると、家で保護者と過ごす時間がほとんどない。A園の保育者は、生活リズムを整え、集団での活動を通して発達に必要な経験をすることと、親子の時間を確保することとの間でジレンマを感じながら実践している。

以下、語りの引用の中の()の記述は筆者による補足説明や筆者からの問いかけである。
「昔はそれこそ9時半までをきっちりしないで、もうちょっと遅く来るお子さんがいたりとかっていうこともあったんですね。でもそうするとやっぱり、その集団での生活の中で身につくものが身についてなかったりとか、その生活リズムもなんかちゃんとしてなかったり(中略)うちは年齢別のクラスで活動しているっていうのもあるんですけど、経験不足っていうところが大きくなってくるっていうこともあったりして、生活リズムの確保ということも含めて9時半に来ていただく。だけど、例えば、お母さんは、仕事は昼からでいいとかってなると、ここの時間を一緒にいた方がいいんだろうか。保育園に来てもらった方がいいんだろうかっていうところで、ちょっとジレンマはある(中略)午後から保育園に来てってなったら本当にじゃあ、ただご飯食べて寝るだけのために保育園ってなったときに、やっぱりお友達との関係もなかなか育っていかないし、生活リズムも本当に夜型になっちゃうして。だけどお母さんと一緒にいる時間とかって考えると、そこはなんかどうしたらいいんだろうなって思うことはありますね。」

この語りからもわかるように、9時半登園にして生活リズムを整え、集団活動に参加し様々な経験をすることと、保護者と一緒にいる時間をつくることのどちらが子どもにとっていいのかについて保育者の思いは揺れ動いている。一方で、小学校に上がってからの生活を見据えて、4歳児(年

中) クラスになるとはっきりと生活リズムを整えることを重視するようになる。またその際には、保護者の協力が必要であると考えていることがうかがえる。

「なかなかそのライン（9時半登園のこと）が守られなくて、ちょっとずつ遅くなってくるっていうのがあったりして、そうなってくると、保育園の間はいいんですけども、やっぱり小学校っていう就学ってなると午前中は一っとしてたりとかっていうことがあるので、そこはもうちょっとずつ年齢に応じて、4歳児くらいからは本当に積極的に、学校行く時間とか考えたら生活リズムをとすることは、ただ起きて学校に行けばいいんじゃないかって、授業を受けられるような頭の中になってなくちゃいけないので、そのことは折に触れてお母さんたちにも伝えながらっていうところではありますね。」

夜間保育を利用している子どもたちは18時に夕飯の給食を食べ、0・1・2歳児は20時に、3歳以上児は20時半に布団に入って保護者の迎えを待つ。3歳以上児になると21時半くらいの迎えであれば、寝つくことなく横になっているだけの子どももいるという。それから帰宅し入浴など寝る準備をすると就寝するのは早くても22時半くらいになるだろう。一方で、迎えの時間まで寝て待った場合も、降園時に起きると目がさえてしまい、帰宅してからの就寝時間が遅くなる子どももいるという。

以下の語りにあるように、A園の保育者はこの夕方から夜の生活において、夕飯の時間が遅くなってしまう19時降園の昼間保育と、夕飯は18時に食べられるが帰宅してからの就寝時間が遅くなってしまいう夜間保育のどちらの方が子どもの生活リズムにとっていいのだろうかということについて悩みながら実践している。

「例えば（午後）7時ギリギリにいつもお迎えにくるご家庭のことを考えると、そこから家に帰っ

てご飯を作って食べて、お風呂入って寝てってなると、よほど保育園にいて（午後）6時にご飯を食べてっていう生活の方が生活リズムとしてはいいのかなって思ったりもしますね。（中略）でも結局（夜間保育だと）途中で1回起きてっていうのがあるので、そのお子さんによってはそこからひと遊びしてとか、寝るの遅くてっていうお子さんもいたりはするのであれなんですけど。」

A園の保育者は、長年夜間保育に携わっているが、それでも生活リズムを整える難しさを感じている。また長時間保育は子どもの発達に影響がないという研究結果があるものの、肌感覚ではそんなことはないのではという思いも抱いている。「子どもの最善の利益を考えるんだったら、働き方が変わらないとそこは難しい」との言葉に表現されているように、子どもの生活リズムを整え、保護者と過ごす時間を確保できるような子育て世代の働き方を社会に求めている。

2) 認可外の夜間保育施設における実践

B園では登園時間が決まっておらず、お昼に来る子どももいれば、15時くらいに来る子ども、夕方に来る子どもなど家庭によって様々であるという。食事の時間も様々で、夕飯は大体18時に食べるとのことであるが、早い子どもは17時に、夕方登園してきた子どもは19時、20時に食べ、さらに遅い場合は22時半に食べる子どももいるという。ご飯を食べないということがないように、時間を決めずに、食べてきていなければ何時でも食べさせるという対応をしている。したがって、就寝時間も様々である。一応の目安として20時に布団に入るとしているが、昼間に保護者と一緒に寝ている子どもは夜中まで起きているという。また保護者が自身の生活リズムに合わせることを望んでいる場合には無理に寝かせず、夜中の迎えまで起きて待っている。特に子どもの年齢が低ければ低いほど保護者の生活リズムに合わせる人が多いという。

夜型の生活リズムになることについて、B園の保育者は子どもにとっていいと思っているわけで

はないが、夜仕事をしている保護者が昼間寝ている間に子どもが家から出て行ってしまうのではないかという心配から、また保護者が昼間寝られなくて疲れている様子から、ジレンマを感じながらも、保護者が無理なく生活できること、子どもが安全に過ごせることを優先してそれぞれの家庭に応じて対応している様子がうかがえた。

「やっぱり子どもは夜寝た方がいいっていうのも分かるんですけど、でも夜寝て早起きてて一人で家から出ていかないかなとか、お母さん寝ちゃうんだったらっていう心配とかもあるので。やっぱり一番はお母さんお父さん無理なく過ごせることが、安全が一番だと思うので。そこをちょっと優先しながら少しずつ意識を変えてもらってとか。」
 「最近全然寝てくなくて私も寝れなくて、はあ…とかってなってるお母さんとかで、でも保育時間ももう結構使っちゃって大変なんですとかって聞いて、なるべく保育園で起こしといてくださいとかって言われれば、なるべく起こして、なるべくテンション高めに楽しんどいてもらってみたい。ちょっとハイになってもらってみたい。眠いって言うてれば、起きなさいとはならないですけど、眠いとならないための何かをしたりとかはありますね。」

小学校への就学が目前に迫ればB園の保育者も積極的に夜型の生活リズムを調整していくという。しかし、夜型から朝型の生活リズムへの調整は急にできるものではないところに、また保護者の協力が必要になるが、保護者の意識が変わらない場合に難しさを感じている。

「小学生は朝起きるのが確定してるので、私たちもう寝ますっていうのは、そこは強気にいけるというか。寝かさなくてくださいが絶対ないので、もう寝ますっていう。(中略)夜型のリズムのまま小学生にはちょっといけないので。」
 「(朝型の生活リズムにしていってところで難しさを感じるってありますか?) やっぱり保護者の

意識ですかね。学校行くようになったらなんとかなるでしょってなってる方もいるので。そこも無理にはできないかなとは思んですけど、ただ急に变えるっていうのは大変なんだよっていうのはお伝えしながら。あともうそれこそ眠い子を無理やり起こすのもかわいそうだし、かといって寝れない子を寝かすのも大変だしっていうところですかね。」

B園には卒園間近まで夜型の生活リズムの子どももいるようであるが、3、4歳になって子ども自身が「友達と遊びたい」、保護者が「集団生活の経験をさせたい」という気持ちになると、昼から登園するようになり生活リズムが整ってくるという。また二重保育を利用している子どもは朝から認可の保育所や幼稚園に通っているため、夜起きているということではなく、B園が寝る場所になっているということである。

B園の保育者もまた生活リズムを整える難しさを痛感している。特に24時間登園・降園が可能な施設であるため、常に子どもの出入りがあることも園の生活リズムを作る難しさの要因といえる。生活リズムを整えるためには「昼も夜も預ける以外に選択肢がないような気がする」と語っているように、保護者が夜間・深夜に働き昼間に睡眠をとる家庭において、子どもが朝型の生活リズムを身につけるためには、二重保育を利用している子どものように、昼間保育と睡眠場所としての夜間保育を併用することが一つの解決策といえよう。しかしそうするとA園の保育者が懸念している保護者と過ごす時間は短くなるだろう。

(2) 支援が必要な保護者への対応

1) 認可夜間保育所における実践

A園では、近年、夜間保育を利用している保護者に限らず、ひとり親家庭や精神的な病を抱えている保護者など、生活に困難を抱える家庭が増えているという。A園では月に一度の臨床発達心理士の訪問の機会を活用したり、児童相談所や家庭児童相談室と連携したりしながら支援をしているというが、昼・夕の完全給食の提供、入浴、深夜

までの保育など、日常的な生活の支援はA園が担っている。園の支援があって、困難を抱える家庭の生活が成り立っているということにA園の保育者は意義を感じながらも、どこまで園が担うべきかについて悩んでいる。これまでの経験から、園が何でもやるのが必ずしも保護者にとっていいわけではないという思いがある。

「お仕事と子育てと自分のこととっていうもののバランスの取り方だったりとか、これはできないのはしょうがないって諦めだったりとか、そこが結局子育てと仕事の両立が、夜間の保育園に預けていることで、うまくできないままずっとお母さんの成長がうまくできないままってところもそのお母さんの性格とかによってはあるかなって。（中略）夜間利用していれば、これは保育園に見てもらって、その間にとか、なんかそんな感じで、結局はなんか丸ごと保育園でっていうところがあったりするのかな。（中略）生活をとっていうところで、そこが大変な方もやっぱりどうしても多いので、そこが保育園の役割かなと思ったりはするんですけども。でも、なんか子どものここはちょっと見てほしいな気づいてほしいなっていうところに（中略）気づけないのかなっていうことがあったりっていう。」

また昼間保育利用の困難を抱えている保護者に対して、夜間保育を利用している保護者と同じような支援、つまり私用などによる夜間の預かりが原則できないということに釈然としない思いを抱いている。

「例えば昼の方でも一人で育てている方は何があっても（午後）7時まで迎えに来なくちゃいけないし、例えば職場で忘年会があるとか、ちょっとお食事会があるっていても、保育園に預けることはできないけれども、夜で使っている方はそれができてしまう。（中略）忘年会があって、でも私一人で育てているから見てくれる人がいないから、この日は忘年会で遅くなります！みたいな

日があったりとか。そうすると保育園があって生活が成り立っているっていう部分があっても、両方のご家庭を見ていると、預かる方としてはちょっともやもや。このお母さんも頑張っているのにそこは見てあげられないのにつて。」

また仕事を頻繁に変えるひとり親家庭の保護者に対しては、仕事と生活を安定させるために勤務後の「勉強会を兼ねた食事会」の時間も保育し支援するが、勤務時間かどうかで保育の必要性の有無を判断する雰囲気職員間にあると、共通理解を図ることが難しいこともあるという。

「職員の中にはそんなこと言ったらみんな預けたいよね、そもそもそれは勤務時間じゃないから違うよねってなる。だけど結局、この方はしょっちゅう仕事を変えられる方なので、生活をまずはなんとかって思うと、（中略）どこまでが本当にお仕事かわからないけれども、（中略）話についていけないし辞めますってなるかなって思うと、まあ、ちょっと預かろうかなみたいになる。」

以上、様々な困難やニーズを抱える保護者への対応においては、保護者が生活をやりくりしたり、子どもの変化に気づいたりできるように支援していくことや、決められた時間外の保育ができないこと、家庭に応じた保育の必要性について共通理解を図ることに難しさがあるといえる。

2) 認可外の夜間保育施設における実践

B園には、頼れる人が誰もいないひとり親や保育料を滞納する保護者が多くいるとのことである。保育者の「身近なサポートが足りてないんだらうなって思う分では、何か支援してあげたいな」という言葉からも、生活に困難を抱えた家庭への支援が、施設の役割であると感じていることがうかがえる。一方で、認可外の保育施設は保護者からの保育料が運営するための大きな資金となることに加え、滞納が続くと保護者が保育施設に来なくなり、支援を必要とする家庭に支援ができなくなってしまう。そのためB園では保育料の滞納が

続かないように、保護者に応じて分割払いや登園日に5,000円ずつ支払うことを提案したり、給料日に声をかけたり、支払いの計画と一緒に立てたりするなど、試行錯誤しながら対応している。

「(保育料を滞納する人は) ずいぶんいらっしゃいます。3割、4割ぐらいはそうなんじゃないかな。毎月必ず遅れる方とかもいらっしゃるので。それでも毎月一定で払ってればまあまああつていうところはあったりとか。今月ちょっとお金なくてが、何ヶ月も続いたりとかっていう方もいらっしゃるので。」

「(滞納している方にはどのように伝えているんですか?) 基本的にはお支払い今月まだですけど、いつお支払いできますか?っていう感じで。忘れてましたって言って、車から財布持ってきますみたいな方もいらっしゃるので一応気軽な感じでは先に声はかけるんですけど。厳しくってっていう話を聞くと、じゃあいつまでにお支払いできますか?とか。2分割にしますか?とか、4分割にしますか?とか。登園の都度5,000円ずつ払うとか、なんかその、できること、お母さんがお支払いできそうなこと、ズルズルズルズル滞納が膨らんでいくのはお互いのために避けなきゃいけないので、どうしたら払えるかっていう支払いの計画とかと一緒に立てたりとかですね。お給料日がいつだからとかって聞けばその時にとか。」

また、障害が疑われる保護者や外国籍で日本語が通じない保護者も利用しているという。障害が疑われる保護者には、お便りの内容や持ち物など、保護者に応じて噛み砕いて説明したり確認したりするという。

「お母さんの方にちょっとその障害があるんじゃないかなっていうようなケースもよく見られるので、そういう時、お手紙を出しても全然何も理解できない時とかは噛み砕いて伝えないといけなかったりというのはあるので。そういう時はちょっと心配になるから、個別個別でこの間のお

手紙を読んだかなっていう話を、こうだよって前の日とかに。さらに先週手紙出てるやつだけど明日だよとかって言うのがあったりとかするかな。」

保護者の中には、相談先から紹介されて認可保育所に移るものの、園の方針や生活リズムが合わなくてB園に戻ってくる場合もあるという。

「保健師さんとかと話してなのかな、お母さんが家計が苦しかったりするとおさらですけど、認可の保育園勧められて入ったんだけど、合わなくて戻ってくるということはよくあるので(中略)全然連れていけてないの、先生(子どもの保育を)頼む!とかって、ちょっと寝る!とかもあるの。」

このような保護者に対して、B園の保育者は「お家に置き去りにだけはしないでねっていう感じなので、うちとしては。いつでも連れてきていいからって、いつでもやってるので。」と語っている。

以上から、経済的に厳しく生活や子育てにより困難を抱えている家庭が多く利用していることがうかがえる。だからこそ、その家庭への支援が切れてしまわないように、保護者が無理なく生活できることと子どもが安全に過ごせることを優先して、いつでも連れてきていいという姿勢で実践している。

4. 夜間保育を利用している家庭の生活実態とニーズ

個人情報保護の観点から、インタビュー協力者一いづれも母親—5名の基本属性について詳述しないが、5名中4名がひとり親、5名中4名が貧困・低所得世帯、子どもは全員4歳未満、子どもが2人いるのは1名だけで、他の4名は子どもが1人であった。

以下では、夜間・深夜労働をしながら乳幼児を育てている保護者の生活を、時間に着目しながら、仕事、家事、育児、余暇の順にみていく。

(1) 仕事の時間

勤務時間が14時頃から22時頃までの場合もあ

れば、夜 20 時から翌 3 時まで、また通常は 10 時から 19 時までだが出張が週に 1 回程度あり、出張の時は帰りが夜間から深夜になるという場合など、夜間保育を利用している保護者の勤務時間は様々である。また 5 名とも勤務時間外に残業や会議や研修が入ることがあり、その時は家事時間が取れなかったり疲れを感じたりしている保護者や、その時の保育施設の利用に不便さを感じている保護者がいる。

「会社内（の研修）だと 11 時からが多いんですけど、（中略）本部の研修とかだったら 10 時から開始とかがあるので、もうここは家事ができないみたいなの。眠いみたいなの。（中略）だから勉強したいみたいなのは、ちょっと難しいです。行かなくてもいいよって言うんですけど、行きたいみたいなの、行きたいから行くけど、きついみたいなの、葛藤。」

「仕方ないことだと思うんですけど、正直、私みたいな働き方しているとやっぱり朝 8 時前に預けたい時もあるって、7 時ぐらい。そこもやっぱり使えないのは正直ネックだなと。」

A 園で夜間保育を利用している場合、朝は 8 時以降しか利用できず、それより前の時間は預けることができない。そのため早めに出勤しなければならない時は、毎回遅刻となり、勤務先に申し訳なく働きづらくなると語っている。また、夜間の延長保育を利用する時、「それって勤務時間なんですか」と毎回保育者から聞かれることにストレスや気まずさを感じて預けづらいという保護者もいた。

以上から、通常の勤務時間外に仕事が入った場合、家事などその他の生活時間が削られること、また認可保育所では、決められた時間帯以外での保育が利用できずに困ることや、延長保育の利用のしづらさがあるということがわかる。

（2）家事の時間

A 園を利用している場合、子どもは 9 時半に登園するので、その後から出勤までの時間で家事を

するという保護者が多かった。ただ、家事にかかる時間は様々で、1 時間くらいで片づけてしまうという場合もあれば、家事をしていたら出勤前の 4 時間があったという間に終わってしまうという場合もあり、時間の使い方は人によってかなり違いがあることがわかった。家事に時間がかかる場合は、自分自身の食事時間を削っていることがうかがえる。

「（保育園に子どもを送って）その足で買い物して帰ってきて、ご飯の作り置きとかをしたり、洗い物とかもその時間に終わらせて洗濯もしてですね。本当になんか 4 時間もあるのにあっという間に過ぎていって、何もできない。思ってるより何もできなくて。掃除機かけて、やっぱり家の中のものを全部引っ張り出して登園するので、それを片付けてるだけで、午前が終わって、昼ご飯を食べるか食べないか悩むぐらいです。食べちゃったらやっぱり 30 分取られちゃうし、その間何もできないから、食べなくてもいい、出勤してからなんかおやつでも食べようかなみたいな。」

子どもが登園してから自身の出勤までに時間がある場合は、比較的家事はスムーズにこなせるが、勤務時間しか保育施設を利用していない場合は、仕事が終わるまでの日や、仕事に行くまであるいは仕事が終わってからの時間、つまり子どもが家にいる時間帯に家事をすることになる。子どもがいるなかで家事をする場合は、時間が余計にかかったり、中途半端になったりすることもあり、「片付けても片付けても出していくし…」という言葉からうかがえるように、家事と育児を同時に行う大変さがあるといえる。

（3）育児の時間と子どもの生活リズム

今回の調査の協力者の子どもは全員 1 歳から 3 歳であり常にケアを必要とする年齢である。したがって、ここでは子どもと過ごす時間全で一寝している時間は除く一を育児時間と捉える。

A 園を利用している場合、起床してから登園する 9 時半までの時間と降園してから就寝するまで

の時間が育児時間になる。降園時に目を覚まさないより低年齢の子どもの場合は朝の時間帯のみであるが、その分起床時間が早いと朝の3時間が子どもと関わる時間となる。降園時に起きている場合は、降園してから2～4時間と朝起きてから登園するまでの約1時間が子どもと関わる時間となる。B園を利用している保護者は、子どもが起床する朝7、8時から登園する20時までと、降園してから子どもが再び寝るまでが育児時間になる。

A園を利用し、朝9時半登園はしているものの、帰宅してから子どもと過ごす時間がある場合—あえてつくっている場合もあれば、そうなくてしまっている場合もある—は、子どもの就寝時間は23時以降と遅くなる傾向がある。

「夜間の子って大体親といっぱい遊んで、家で満足するまでいっぱい遊びたいっていう子が多いらしくて、〇〇も3、4時間遊んでから寝たい子だから、結構その後（午後）11時とか夜中の12時とか1時とかになるんですけど、どこまでも付き合っ、〇〇が寝てから私が寝るって決めてますね。」

一方で、B園を利用し、子どもが就寝している間だけ働いている場合、子どもは保育施設で21時くらいに寝て、降園時に一度起きるものの、帰宅後はまたすぐに寝るため夜型の生活リズムにはなっていない。しかし、育児時間が長く、保護者の睡眠時間や体を休める時間が少ないことがうかがえる。

以上から、育児時間＝子どもと過ごす時間が長い場合、子どもの就寝時間が遅くなるか、あるいは保護者の睡眠時間が少なくなるということがうかがえる。夜間・深夜労働をしながら1日24時間の中で、仕事、家事、育児の時間をやりくりする難しさがあるといえるだろう。

（４）余暇の時間

A園を利用している保護者のなかには、子どもが登園してから出勤までの間に家事や身支度、通

院などのその他の用事を済ませて、時間が残った時には映画を観たり、寝たり、好きなことができると語っている保護者がいる。しかしひとりになる時間がないという保護者の方が多く、その場合は子どもが夜寝ている間や昼寝をしている間の数時間が唯一自分のために使える時間となる。子どもが寝ている側で過ごす自分の時間は、起こさないように静かにしたり、暗くしたりする必要があるため、リラックスできる時間とはいえない。以下の語りからもわかるように、ひとりきりの余暇時間と子どもが寝ている側で過ごす余暇時間とは過ごし方が異なる。

「（子どもが登園してから）この1時間2時間、出勤前にNetflixで子どもが観れないようなホラー映画を観たり（中略）美容院行ってから出勤とかできるんで。」

「この子が寝てる時、お昼寝とかはありますけど、それこそ大きい物音立てたら起きちゃうし、起きちゃうとか考えると、そんなにリラックスできる時間ではないかも。」

また以下の語りからは、余暇時間を確保するために自分自身の睡眠時間を削っている様子が見える。

「（夜に帰宅して部屋が）明るくなると起きやすい気がします。なんかほんとに起こすぐらいだったら、何にもなくていいみたいな感じです（笑）その中で自分が本読んだり、テレビも見れないから、携帯いじったりくらいですかね。やっぱりそこしか自分の時間がないから、つい欲張って、リビングでうっかり寝落ちてハッってなったりとかありますね。」

休日は、子どもと一緒にでかけてリフレッシュしている保護者がいる一方で、仕事で疲れ切って休日はほとんど出かけられないという保護者や、ずっと子どもと一緒にいるため休日の方が疲れる、大変と感じている保護者もいる。

子どもの年齢が低いこともあり、子どもと一緒にいる時間＝育児時間となるので、ひとりきりの時間やリラックスできる時間はほとんどない保護者が多い。十分な時間を確保できるわけではないが、一週間のうち数時間を自分のための余暇時間として確保することで何とか生活を送っているという状況である。

(5) 生活時間からみる保護者のニーズ

5名とも仕事、家事、育児に多くの時間が充てられ、睡眠時間やひとりで好きなことをして過ごす時間など、日々の生活の中で自分自身のために使う時間が十分に取れていないことが明らかとなった。また、自分自身が体調不良になった時の対応について、以下の語りにあるように4名が仕事を休まないあるいは休めないと語っており、自身の健康を犠牲にしながら生活をまわしている状況がうかがえる。

「自分の体調で休んでたらもうキリないので、この子も結構（体調）崩しやすいので、もう這ってでも行く」

「（収入がなくなると思ったら）もう怖くて休めない。それならもう薬飲んで気合でやっていくしかないなっていう。（中略）39度以上にならないと休まないです。解熱剤飲んで。」

このように経済的にも時間的にも余裕がない生活を送っている保護者の状況から、仕事の時間ではなくても必要な時には保育施設を利用できること、つまり保護者の健康維持のために必要なリフレッシュのための保育の必要性を認めていくこと、そして保育料を気にすることなく保育施設を利用できることが必要ではないだろうか。

また今回の協力者の全員が、現在の子どもの生活リズムや健康、子どもと一緒に過ごす時間について心配しており、小学校就学後に利用できる夜間対応の学童保育がほとんどないことから、今後の自身の職業や働き方を変えなければという思いを抱いている。

「小学校入る前には、朝7時とかには起きなきゃいけないんで。今はもう8時半とかに起きてるんですよ、夜遅いので。生活を整えるために、もう夜間はいつかはやめなきゃいけないなと。」

「やっぱ小学生までしか居られないからということで、今そこが一番悩んでます。」

子育てをしている間は様々な面で制限があることは確かである。しかし育児を主に担っている母親の、特にひとり親であればなおさら、職業選択の自由が制限されることについて注目すべきだろう。夜間・深夜労働をしているひとり親が一定数いるのであれば、それに対する支援、例えば夜間保育や夜間対応の学童保育の場を整え、子どもが安全に過ごし、保護者が安心して仕事に従事したり、休養したりできるようにしていくことが必要だといえるだろう。

5. 夜間保育施設の役割と課題

本調査を通して、子どもの生活リズムの調整は認可夜間保育所、認可外夜間保育施設問わず難しいことが確認できた。しかしその難しさの背景は認可と認可外で異なり、認可では保護者と過ごす時間の確保との間で、認可外では保護者の生活リズムや睡眠時間の確保との間で葛藤が生じている。いずれにしても、保護者が自分のための時間を確保することができないほど時間的に余裕のない生活を送っていることが、子どもの生活リズムの調整の難しさにつながっているといえる。保護者に時間的な余裕が少しでもできるようにするためには、働き方の調整や保護者のリフレッシュのための保育の保障が必要であるといえる。しかし、認可保育所においては一般的にリフレッシュのための保育は認められていない。認可外保育施設では理由が何であれ保護者が必要とする時には保育ができるが、その分の保育料がかかってしまう。つまり既存の保育制度のなかではこのようなニーズに柔軟に対応する難しさがある。

また、認可夜間保育所においても認可外の夜間保育施設においても様々な困難やニーズを抱えて

いる家庭への支援が行われていることが確認できた。特に認可外保育施設では保育者の「置き去りにだけはしないでね」という言葉から、より困難な生活状況にある家庭が多く在籍していることがうかがえる。ひとり親家庭や貧困・低所得世帯などより困難な生活状況にある家庭には、子育て支援のみならず生活全般に対する支援や、職業選択や就業継続といった就労に関する支援も必要である。認可保育所では、職員間で共通理解を図る難しさや保育時間帯の縛りがあるなかで、葛藤しながらも様々なニーズに対応しながら実践している。認可外保育施設では、より困難な生活状況にある家庭への支援が途切れないことと子どもが安全に過ごせることを最も重視して実践している。しかし、いずれも現場の保育者の努力によるところが大きく、こうした保育者の保護者支援を支えるための仕組みが必要であるといえる。

認可であっても認可外であっても、夜間保育施設が子どもの健全な心身の発達を図り、より困難な生活状況にある家庭のニーズに応え支援するという役割を果たせるよう、既存の保育制度を見直し、子どもと保護者、そして支援する保育者の権利を保障できるような制度へと拡充していくことが求められる。

本研究は科学研究費補助金学術変革領域(A)『貧困学の確立：分断を超えて』の「貧困による子どもへの影響を緩和する夜間保育施設の役割と可能性に関する研究」(23H04454)の成果の一部である。本研究の調査および分析では札幌学院大学人文学部の大澤真平氏と札幌大谷大学短期大学部の山田千春氏に協力いただいた。

注

- 1) 厚生労働省「平成27年地域児童福祉事業等調査結果の概況」によると、保育園利用世帯の11.2%が母子家庭、0.7%が父子家庭とのことである。10年以上前の調査結果であり、また地域によって差があることが予想されるが、それでも夜間保育所のひとり親家庭の在籍率は一般的な昼間保育所よ

りも高いといえよう。

- 2) 認可外保育施設の施設数、入所児童数の状況や、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市が実施した指導監督の状況について取りまとめたもので、厚生労働省・こども家庭庁のHPで公開されている。

引用文献・主な参考文献

- 秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編著(2016)『貧困と保育—社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ』かもがわ出版
- 安梅勅江・呉裁喜(2000)「夜間保育の子どもへの影響に関する研究」『日本保健福祉社会学会誌』7(1), 7-18
- 堂本暁子編(1981)『ベビーホテルに関する総合調査報告』晩聲社
- 池本美香(2022)「認可外保育施設の側面から保育制度の在り方を考える」JRI レビュー Vol.6, No.101, 41-55
- 河嶋静代(1984)『闇に漂う子どもたち—カメラが追った夜間保育』開窓社
- こども家庭庁成育局(2023年)『令和4年度認可外保育施設の現況とりまとめ』https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9e449dd6-28c2-4066-af0e-8b203ea43ca6/28931a4d/20240807_policies_hoiku_ninkagai_tsuuchi_genkyou_09.pdf
- 厚生労働省(2015)「平成27年地域児童福祉事業等調査結果の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidou/15/dl/gaikyou.pdf>
- 厚生労働省編(2018)『保育所保育指針解説』フレーベル館
- 前田正子(2023)「夜間保育の今—一夜に働く親たちと忘れられる多様な保育ニーズ」『週刊社会保障』No.3211, 44-49
- 丸山昭子・安梅勅江(2000)「夜間保育サービスの今後の課題に関する研究—施設長・保育専門職のグループインタビューを通して—」『日本保健福祉学会誌』7(1), 41-47
- 中谷奈津子編著(2024)『保育所等における子ども家庭支援の展開—生活困難を支える園実践の質的分

- 析一』晃洋書房
- OECD 編著、星三和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子（訳）（2011 年）『OECD 保育白書—人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較—』明石書店
- 大江まゆ子（2024a）「夜間保育施設の現状と子どもの権利 第 1 回 今、夜間保育を必要とする子どもを私たちは守ろうとしているか」『保育通信』NO.826, 24-29
- 大江まゆ子（2024b）「夜間保育施設の現状と子どもの権利 第 2 回 夜間保育の内側から見えるものについて考える」『保育通信』NO.827, 25-31
- 大江まゆ子（2024c）「夜間保育施設の現状と子どもの権利 第 3 回 子どもの権利をまもる夜間保育の実際から」『保育通信』NO.828, 19-25
- 大石亜希子（2017）「24 時間週 7 日経済におけるワーク・ライフ・バランス」『大原社会問題研究所雑誌』701, 24-39
- 大石亜希子（2024）「時間帯の視点からみた労働者の生活と健康、子どもへの影響」第 131 回労働政策フォーラム「時間帯に着目したワーク・ライフ・バランス—家族生活と健康—」報告資料
- 大西薫・大西将史（2017）「認可外保育施設の機能と役割に関する研究—待機児童が少ない地域における認可外保育施設の特徴」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』49, pp.1-12
- 大西薫・大西将史（2019）「現代日本社会における待機児童問題と多様化する保育の必要性—ベビーホテル利用者の調査へ向けた課題整理」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』51, 31-39
- 櫻井慶一編集（2001）『ベビーホテル』至文堂
- 櫻井慶一編集・全国夜間保育園連盟監修（2014）『夜間保育と子どもたち—30 年のあゆみ—』北大路書房
- 櫻井慶一（2019）「夜間保育園は今—実態調査から見る現状と課題」『保育通信』No.775, 22-26
- 鈴木政夫編（1981）『ベビーホテル—その実態と問題点—』ささら書房
- 浦川邦夫（2024）「生活時間の貧困—家族・ジェンダーの視点—」『貧困研究』Vol.32, 18-27
- 山縣文治・笠原幸子・崔英信（1997）「夜間保育所の新たな課題—第 3 回全国夜間保育園実態調査より—」『大阪市立大学生活科学部紀要』45, 189-197
- 全国夜間保育園連盟（2019）『全国夜間保育園利用児（者）実態調査』https://www.zenyahoren.jp/wp-content/uploads/2024/02/20191105-20190930_yakanhoiku_chousa.pdf

（札幌大谷大学短期大学部）

